

健 康 医 療



保 健 総 務
健 康 増 進
精 神 保 健 ・ 感 染 症 対 策
母 子 保 健
生 活 衛 生
動 物 愛 護
食 肉 衛 生 検 査

保 健 総 務（保健総務課）

1 山形市保健所の運営管理

(1) 施設概要

場 所	霞城セントラル(山形市城南町1-1-1)内 1階、3～5階		
延床面積	4,736.24㎡		
	1階 検診車スペース、検診用控室	212.44㎡	
	3階 母子保健課事務室、大会議室、視聴覚室、ふれあいの間、沐浴体験室他	1,839.84㎡	
	4階 保健総務課・健康増進課・生活衛生課事務室、健康診査室、診察室、ヘルシーキッチンルーム他	1,810.27㎡	
	5階 健康増進ホール	873.69㎡	
開庁時間	午前8時30分～午後5時15分		
閉庁日	(4階) 保健総務課・健康増進課・生活衛生課 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3) (3階) 母子保健課 月曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3) ※日曜日または月曜日が祝日の場合は火曜日も閉庁		

(2) 施設管理

警備業務や清掃業務、施設設備の保守点検業務を専門の業者へ委託するほか、必要に応じて修繕等を行い、適切な施設の維持管理を行った。
また、大会議室や視聴覚室、ふれあいの間等の各部屋は、地方自治法等の規定に基づく行政財産の目的外使用により、貸出を行っている。



2 地域保健等に係る統計調査

厚生労働省等からの委託を受け、保健・医療・福祉・年金・所得等の国民生活の基礎的事項を調査する国民生活基礎調査や、出生・死亡等の人口動態事象を把握するための人口動態調査等の地域保健等に係る統計調査を実施した。

3 山形市休日夜間診療所（山形市医師会運営）

休日・夜間における初期救急医療体制を強化し、市民の安全・安心に寄与するため、山形市医師会が設置・運営する「山形市休日夜間診療所」の医師等の人件費に対する補助を行った。

令和4年度補助額	10,000千円		
令和4年度利用者数	休日診療 6,575人（内科 3,031人、外科 78人、小児科 3,466人）		
	夜間診療 7,535人（内科 3,461人、小児科 4,074人）		

4 山形市歯科医師会休日救急歯科診療所（山形市歯科医師会運営）

休日における救急歯科医療体制を強化し、市民の安全・安心に寄与するため、山形市歯科医師会が設置・運営する「山形市歯科医師会休日救急歯科診療所」の運営に対する補助を行った。

令和4年度補助額	4,849千円	※うち新型コロナウイルス感染症対策分	1,699千円
令和4年度利用者数	590人		

5 医事業務

(1) 医事業務

医療法等医事関係法規に基づく診療所、助産所、施術所等に係る許可及び届出の受理、並びに病院の許可申請及び届出の受付等を行った。また、病院、診療所、施術所等に対し立入検査を実施した。

【令和4年度 許可等・届出受理（受付^{※1}）件数】

区分	病院 ^{※1}	診療所	助産所	施術所 ^{※2}	歯科技工所 ^{※2}	衛生検査所
開設許可等	0	7	0			0 ^{※3}
変更許可等	36	25	0			0 ^{※3}
使用許可	30	0	0			
開設届	0	14	1	8	1	
廃止届	0	20	0	8	0	0
その他の届出 ^{※4}	52	132	0	24	1	4

※1 病院は受付

※2 施術所及び歯科技工所に係る手続は届出のみ

※3 登録

※4 変更届、診療用エックス線装置設置届、診療用エックス線装置廃止届等

【令和4年度 立入検査件数】

	病院	診療所		助産所	施術所	歯科 技工所	衛生 検査所
		有床	無床				
施設数 ^{※1}	17	9	383	6	202	38	4
立入検査件数 ^{※2}	18 ^{※3}	3 ^{※4}	89 ^{※5}	0	8	1	1

※1 令和5年3月末現在

※2 病院については全施設、診療所（有床）については全施設の1/3程度、それ以外の施設については全施設の1/5程度を目標に立入検査を実施

※3※4※5 新型コロナウイルス感染症対策の観点から一部、書面検査を実施（※3：件数に書面検査9件を含む、※4：件数に書面検査2件を含む、※5：件数に書面検査63件を含む）

(2) 薬事業務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局、医薬品販売業等の許可及び届出の受理、並びに毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物取扱施設の登録及び届出の受理を行った。また、薬局、医薬品販売業、毒物劇物取扱施設等に対し立入検査を実施した。

【令和4年度 許可等・届出受理件数】

区分	薬局	薬局製剤製造販売業 ・製造業	医薬品 販売業	医療機器販売業・貸与業		毒物劇物 販売業者	毒物劇物 業務上取扱者
				高度管理	管理		
新規許可等	9	0	4	17	43 ^{※1}	7 ^{※2}	0 ^{※1}
更新許可等	24	2	3	65		25 ^{※2}	
変更届出	646	7	163	134	49	15	0
廃止届	9	2	1	7	14	6	0

※1 届出 ※2 登録

【令和4年度 立入検査件数】

	薬局	薬局製剤製造販売業 ・製造業	医薬品 販売業	医療機器販売業・貸与業		毒物劇物 販売業者	毒物劇物 業務上取扱者
				高度管理	管理		
施設数 ^{※1}	169	6	56	229	977	187	6
立入検査件数 ^{※2}	43	1	15	93	16 ^{※3}	37	0

※1 令和5年3月末現在

※2 全施設（管理医療機器販売業を除く）の1/3程度を目標に立入検査を実施

※3 薬局及び医薬品販売業の立入検査時、当該施設が管理医療機器販売業を兼業している場合に実施

(3) 医療安全相談業務

市民からの医療に関する問い合わせや相談を受け付け、医療法等医事関係法規に照らした上で、必要に応じ立入検査及び指導等を行った。

【令和4年度 相談件数】

	件数	主な相談内容
病院に関すること	20	・看護師の対応への不満 ・職員の説明への不満 ・終末期医療についての相談 等
診療所に関すること	44	・治療方針に対する不満 ・医療行為に係る説明への不満 ・医療機関（診療科目）の照会 等
計	64	

6 献血推進事業

市民、事業所等に対し献血思想の普及を図るため、山形県赤十字血液センター及び山形県村山保健所と連携を図り、献血会場の選定や献血日程の調整を行うとともに、献血回数が200回に達した方に対し、献血功労者の顕彰を行った。

【令和4年度 献血実績】

目標数	受付者数	採血者数	採血率	目標達成率
5,480人	4,235人	3,938人	93.0%	71.9%

令和4年度献血功労者顕彰受賞者数 6人

7 骨髄移植ドナー支援事業

日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供した市民に対し支援金を支給し、ドナー自身の負担軽減と、ドナー登録のしやすい環境整備を図った。

算定方法 通院又は入院の日数に1日あたり2万円を乗じた額（1回の提供につき7日間を限度とする。）

令和4年度支給額 140,000円

令和4年度支給者数 1人



健康増進（健康増進課）

1 健康増進事業（令和4年度実績）

健康増進法に基づき40歳以上の市民を対象に健康の保持・増進を図る。

(1) 健康手帳の交付

自らの健康管理に役立てることを目的に、健康診査の記録や健康のために必要な事項を記載できる健康手帳を交付する。

交付数 新規19件、再交付12件

(2) 健康教育

健康に関する認識を高めることを目的に、生活習慣病の予防や健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図る。

実施回数 22回 受講者数 1,996人

(3) 健康相談

自らの健康に役立てることを目的に、健康に関し必要な指導及び助言を行う。

相談者数 682人

(4) 健康診査

生活習慣病の早期発見、早期治療を図るため、40歳以上を対象として実施。（一部該当年齢が異なる検査有り）
受診機会の拡大を図るため、集団健診・個別健診・国保ミニドック検診を実施している。

① 健康増進法に基づく健康診査

40歳以上で生活保護等、特定健診の対象外となる者を対象に実施している。

受診者数 69人

② 肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルス陽性者の早期発見、早期治療を目的に実施している。

受診者数 850人

③ がん検診

胃・大腸・呼吸器・子宮・乳・前立腺がんについて、早期発見・早期治療を目的に実施している。

集団 337回、一括・個別 4月から3月まで随時、子宮・乳：一括 122回、個別 4月から3月まで随時（胃内視鏡検査・乳がん検診は2月まで）

ア 胃がん検診	受診者数	12,949人
胃部エックス線検査（対象：40歳以上）	受診者数	12,123人
胃内視鏡検査（対象：50歳以上の偶数歳）	受診者数	826人
イ 大腸がん検診（対象：40歳以上）	受診者数	21,388人
ウ 呼吸器（肺がん）検診（対象：40歳以上）	受診者数	22,458人
エ 子宮がん検診（対象：20歳以上の偶数歳女性及び前年度受診していない奇数歳女性）	受診者数	5,766人
（うちクーポン事業対象：21歳女性）	受診者数	100人
オ 乳がん検診（対象：40歳以上の偶数歳女性及び前年度受診していない奇数歳女性）	受診者数	5,606人
（うちクーポン事業対象：41歳女性）	受診者数	218人
カ 前立腺がん検診（対象：50歳以上の男性）	受診者数	4,644人
（うちクーポン事業対象：61歳男性）	受診者数	425人

④ 歯周疾患検診（個別6～12月まで随時）

歯周疾患の早期発見と適切な歯科保健指導を行うことを目的として実施している。

対象：年度内に40歳、50歳、60歳、70歳になる者

受診者数 34人

(5) 訪問指導

各種健康診査の有所見者や、その他疾病等の健康支援を必要とする者に対し、保健師による訪問指導を行う。

訪問指導実施者数 延18人

2 成人保健事業（令和4年度実績）

(1) すこやか健診（集団回数 344回）（レディース健診含む）

疾病の早期発見・早期治療を目的に、若い世代の生活習慣病の予防のため実施している。

対象：20歳～39歳

受診者数 619人

(2) レディース健診（回数 16回）

すこやか健診と子宮頸がん検診をセットで受診できる健診。子育て世代の女性が受診しやすいように保育士を配置し、託児を行っている。

受診者数 324人

(3) 呼吸器(結核)健診 (集団 337回、一括・個別 4月から3月まで随時)

対象：65歳以上

受診者数 16,942人

(4) 胃がんリスク層別化検査 (ABC分類)

胃がんになりやすいかどうかのリスク (危険度) を胃がん検診 (バリウム検査) と血液検査で判定し、判定結果に応じた受診を促し、胃がん発生の抑制につなげる。

対象：40歳以上

受診者数 395人

(5) 唾液検査による歯周病検診

歯周疾患の予防と早期発見のため、簡便かつ迅速で痛みを伴わない非侵襲性の歯周病検査法である唾液検査を特定健診等とともに実施する。

実施回数 81回、受診者数 801人

3 がん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入費助成事業 (令和4年度実績)

がんの治療に伴う脱毛又は乳房の切除により、就労や社会生活に支障を生じる者に対し1人1回に限り助成を行う。

助成額 医療用ウィッグ：2万円または、購入費の1/2のいずれか低い方の額

乳房補整具：1万円または、購入費の1/2のいずれか低い方の額

助成件数 医療用ウィッグ108件、乳房補整具28件

4 重粒子線がん治療費助成事業

山形大学医学部東日本重粒子センターで公的医療保険の適用外となる先進医療の治療を受ける山形市民に対し助成を行うことで、より多くの市民が最先端の高度医療を受診する機会を確保する。令和4年度は山形連携中枢都市圏健康医療ワーキンググループ会議において、山形大学医学部東日本重粒子センターで重粒子線がん治療を受けた患者への支援策について、予算化の状況等の情報共有を行った。

5 健康づくり推進対策事業 (令和4年度実績)

(1) 「山形市健康づくり21」の推進

「山形市健康づくり21」(平成25年～令和6年)に基づき、健康づくり事業を推進している。

平成29年度に中間評価見直しを行い、計画後期に推進する方向性を定めている。令和4年度は、「山形市健康医療先進都市推進協議会」において、「SUKSK (スクスク) 生活」及び「山形市健康づくり21」を推進するために、健康ポイント事業SUKSKの参加者の拡大、子どもの受動喫煙防止対策及び減塩対策の推進に重点をおき取り組むこと、山形市健康づくり21の次期計画を令和6年度に策定することが承認された。

① 健康ポイント事業SUKSK

健康医療先進都市の実現に向け、市民の健康づくりに対する意識を高めることを目的に、市が提唱するSUKSK生活を実践することによりポイントを獲得する事業を実施。ためたポイントは記念品抽選に使用できる。(参加者数 9,859人、やまがた健康づくり応援カード配布数 4,615人)

② ウォーキングマップの作成

運動を日常生活の中に取り入れてもらうため、身近な場所でウォーキングができるように、山形市健康づくり運動普及推進協議会と協力し、市内の名所・見所を巡るウォーキングマップを作成している。令和4年度は新たに7種類を作成した。

③ SUKSKメニュー認定事業の実施

山形市内の飲食店を対象に、山形市が定めた要件にあった食塩控えめなどのメニューを募集し、監修後に認定を行う。認定メニューを提供してもらうことで、市民の健康寿命の延伸のための「減塩」と「野菜摂取量の増加」などに取り組む。

協力店舗数 18店舗、メニュー87種

④ 受動喫煙防止対策の推進

たばこの煙がない環境づくりや子どもの受動喫煙防止対策を推進し、望まない受動喫煙を防止する社会環境を整備する。

令和4年度の取り組み

- ・飲食店経営者や小学生に向けた出前講座の実施
- ・子どもの受動喫煙防止条例周知チラシ及び禁煙ステッカーの作成
- ・受動喫煙に関する知識の普及啓発

(2) 健康づくり推進

① 健康づくりのための運動講座等

運動機会の少ない人を対象に、講座をとおして運動の楽しさを広め、健康づくりのための運動を普及啓発し、健康の保持増進を図る。また、ストレッチ体操体験教室など運動普及推進員と連携した事業も実施している。(参加延人数 2,240人)

- ② 筋肉量等測定会
市民自らが主体的に取り組んでいる健康づくりを客観的に評価することを目的に、イベントや講座を利用し筋肉量や体脂肪量の測定会を行う。
参加人数 165人
- ③ 歯科講話
むし歯や歯周病を予防し、口腔の健康を保持増進することを目的に、歯科衛生士による講話を行う。
参加人数 94人
- (3) 栄養食生活改善事業
- ① 食育事業
心身ともに健康な体づくりをするため、幼児期から食生活の大切さの意識づけと望ましい食生活についての講話を行う。またワクワク子どもクッキングなど食生活改善推進員と連携した事業も実施している。
参加延人数 229人
- ② 各種健診後の食生活改善指導
各種健診後の食生活改善を目的として、望ましい食生活の実践方法を指導し、メタボリックシンドロームなどの意識づけと減塩や糖尿病予防など生活習慣の改善を図る。
参加延人数 98人
- ③ 離乳食教室
これから離乳食を始める方を対象として、「授乳・離乳の支援ガイド」にそって講話を行う。
参加延人数 240人
- ④ 年代別栄養改善指導
「食事バランスガイド」の普及啓発と食生活改善を目的に、各種健康づくり事業や各地域からの要請事業でライフステージに合った栄養指導・相談を行う。
参加延人数 162人
- ⑤ 推定食塩摂取量検査事業
SUKSK生活を推進する一環として、食事(S)における減塩について市民の意識を高めるため、希望者を対象に推定食塩摂取量検査を公民館等で行う集団健診にあわせて行う。加えて、検査結果を踏まえた栄養改善講座を実施することで、市民が減塩に取り組む機会を創出する。
検査人数 5,551人、栄養改善講座参加者 83人
- (4) 健康づくり市民ボランティア活性化事業
- ① 運動普及推進事業
- ア 運動普及推進員の養成
地域における健康づくりの担い手として、健康づくりのための運動を地域住民に普及していくことを目的に養成講座を開講し、運動普及推進員を養成する。
養成人数 9人
- イ 運動普及推進協議会の支援
山形市健康づくり運動普及推進協議会の組織の育成のため、知識技術等の研修を行う。また、手軽に実践できるストレッチ体操やウォーキング等を実施し、地域住民の健康づくりに努める。
参加延人数 846人
- ② 栄養食生活改善事業
- ア 食生活改善推進員の養成
健康づくりの基本となる食生活について、正しい健康知識と食生活の実践方法を地域住民に普及する山形市食生活改善推進員を養成する。
養成人数 11人
- イ 食生活改善推進協議会の支援
山形市食生活改善推進協議会が地域の健康づくり事業及び食生活改善の普及啓発を効果的に推進するため、ライフステージに合った食事計画と知識技術等の研修を行う。高齢者の低栄養予防事業や食育事業への取り組みを全地区で実施し、地域住民の健康づくりに努める。
参加延人数 1,374人
- ③ 健康まつり
各公民館及びびコミュニティセンターを会場に、食生活改善推進員コーナーによる食生活改善の普及啓発を行う。
参加延人数 856人

6 シンクタンク機能

健康寿命の延伸に向けて市が提唱している「SUKSK生活」に基づき、市民の健康の保持・増進に向けた取組を効果的に推進するため、保健所の保健師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職を活用して、市民の健康に関する調査研究を行うシンクタンクを設置している。医師である保健所長の指揮のもと、特定のテーマについて、全国的な傾向を把握するとともに、健診データやアンケート等により収集した市民の健康に関するデータの科学的な分析や健康課題の抽出・検討等を行うこととしている。

【令和4年度の主な内容】

① 普及啓発用リーフレットの作成および配布

「SUKSK（スクスク）生活」の普及啓発のため、これまでの調査研究を基に作成したチラシ及びリーフレットを、市民向け各種講座・イベントで配布するなど、市民への周知を図った。また、山形市公式ホームページにチラシ及びリーフレットを掲載するとともに、SNSを活用し、広く市民等への情報の発信に努めた。

② COVID-19罹患後症状の解析

山形市民における健康観察票を用いたCOVID-19罹患後症状について、保健所副所長を中心に解析を行った。

7 コホート研究

SUKSK生活の実践による健康寿命の延伸に向けて、山形大学が培ってきた「山形コホート研究」の成果を市民の健康づくりに還元し、健康に関する啓発や生活習慣病の予防に関するアドバイスを行うなど、山形大学と連携した市民の健康意識の向上と行動変容を促進するための新たな取組を実施する。

8 後期高齢者の保健・介護予防事業

山形県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、後期高齢者に対して、集団健診会場、地区サロンや通いの場等において、フレイル予防等の健康教育・普及啓発を行い、市民の健康寿命の延伸を目指す。



精神保健・感染症対策（健康増進課）

1 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。

(1) 周知啓発

新型コロナウイルス感染症患者の市内での発生状況や検査実施状況等について、個人情報の保護等に留意しながら最新の情報を正確かつわかりやすく発信するとともに、日常生活における感染防止のポイント等について普及啓発を行い、感染の拡大防止を図る。

(2) 感染症発生時の対応（疫学調査等）（令和4年度実績）

医師から届出のあった感染症について、発生の状況、動向及び原因の調査を行う。

① 類型別届出状況

届出数24,103件【内訳】

- ・一類感染症 0件
- ・二類感染症 15件 ((再掲)結核 15件)
- ・三類感染症 12件
- ・四類感染症 15件
- ・五類感染症 43件
- ・新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症) 24,018件

② 積極的疫学調査

- ・結核案件 15件（調査対象となる集団（家族・職場等）毎にそれぞれ計上）
- ・新型コロナウイルス感染症案件 24,018件
- ・結核、新型コロナウイルス感染症を除く案件 24件

③ 施設の集団発生等にかかる疫学調査

- ・新型コロナウイルス感染症案件 218件
- ・新型コロナウイルス感染症を除く案件 10件

(3) 結核対策

① 登録者数 33人（令和4年度実績（R4.12.31現在））

内訳（活動性結核 7人、不活動性結核 9人、活動性不明 3人、潜在性結核感染症 14人）

② 接触者健康診断（令和4年度実績）

患者発生に伴い、必要な対象者に対し健康診断を勧告し、接触者健康診断を行う（延べ数）。

- ・保健所実施 54人
- ・医療機関 16人

③ 相談及び訪問指導（令和4年度実績）

患者及び家族などの接触者、有症状者等を対象とした相談及び訪問指導を行う。

ア 相談対応実施状況（延べ数）

- ・電話相談 109人 来所相談 72人

イ 訪問指導実施状況

- ・訪問指導実人員 25人（延 36人）
- ・（再掲）DOTS※ 25人（延 34人）（※DOTS…服薬確認を軸とした包括的な患者支援）

④ 管理検診（令和4年度実績）

結核登録者に対し、結核の予防または医療上必要がある場合にエックス線検査等の精密検査を実施する。

実施者数：40人（延べ数）

(4) 特定感染症検査等

性感染症（HIV及び梅毒、性器クラミジア）や、肝炎（B型肝炎及びC型肝炎）のまん延防止を図るため、相談及び匿名で無料検査を実施する。

検査実施回数：13回

HIV抗体検査44人、性器クラミジア検査43人、梅毒検査43人、B型肝炎検査41人、C型肝炎検査40人

(5) 適正医療の審議

山形市感染症診査協議会で感染症患者の入院勧告及び入院期間の延長の必要性の判断や結核患者の適正医療等の審議を行う。

開催実績：63回（うち定例 19回、緊急 44回）

2 予 防 接 種

(1) 定期予防接種事業

予防接種法に基づき、感染症に対する免疫をつけ罹患及び重症化を予防するとともに、流行を抑えるために抗体検査及び予防接種を実施する。

(令和4年度実績)

対象者	抗体検査・予防接種の種類	被検査者・被接種者数
成人男性	風しん抗体検査 ※1	694
	風しん5期 ※2	195
高齢者	インフルエンザ	44,100
	肺炎球菌 ※3	2,077

※1【(成人男性)風しん抗体検査】：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

※2【(成人男性)風しん第5期】：上記風しん抗体検査において、風しん抗体価が不十分であった者。及び、本事業に限らず、風しん抗体検査において抗体価が不十分であることが判明しており、かつ上記風しん抗体検査の対象者に該当する者。

※3【(高齢者)肺炎球菌】：60歳以上65歳未満の者で内部障がい1級に準ずる者及び65歳から100歳までの5歳刻みの者

(2) 任意予防接種事業

予防接種法上、定期予防接種に該当しない予防接種（任意接種）を実施し、感染症に対する免疫をつけ、罹患及び重症化を予防するとともに、流行を抑えることを目的とし実施する。

・高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業

平成22年11月から75歳以上の高齢者へ市独自の助成事業を開始した。平成26年10月から定期接種となり、年度年齢65歳から5歳刻みの者が対象となったが、定期接種化以降も、75歳以上で定期接種対象外の者への助成を継続して実施する。

(令和4年度実績)

予防接種の種類	対象者	被接種者数
高齢者肺炎球菌	75歳以上	118

3 精 神 保 健

(1) 精神障がい者の相談指導及び医療機関の紹介

精神保健福祉法第47条に基づき、電話や来所等により心の健康に関する相談支援を行い、医療が必要な住民に対し、医療機関の紹介や訪問等による受診勧奨、医療の継続支援を行う。

※精神科医師による精神保健福祉相談 月1回（令和4年度実績：実18件、延18件）

※保健師、精神保健福祉士による相談 随時（令和4年度実績：電話相談1,290件、面接相談104件、家庭訪問85件）

(2) 精神障がい者の退院後支援の実施

措置入院者・医療保護入院者・応急入院者を対象とした「退院後支援ガイドライン」に基づき「退院後支援マニュアル」を作成し、ケースに応じて退院後支援計画の策定、関係機関との会議の開催、治療継続に向けた支援を行う。

(令和4年度実績：支援対象者19件、要否判定「要」1件【内訳：支援中1件、支援終了0件、支援中断0件、同意なし0件】)

(3) ひきこもり相談及び家族交流会・事例検討会の開催

ひきこもりで悩む家族や本人に対し、再スタートに向けた相談支援を行うとともに、家族交流会を月1回開催し、家族の孤立を予防する。また、ひきこもりに関する事例検討会を開催し、関係機関への支援スキルの向上を図る。

※精神科医によるひきこもり相談 月1回（令和4年度実績：実21件、延26件）

(4) 依存症対策の実施

アルコール依存症に関する健康教育を実施し、依存症についての知識の普及啓発を行う。県精神保健福祉センター等関係機関と連携して相談支援にあたる。

(5) 医療保護入院の市町村長同意事務

精神科医療機関の依頼による聴取及び調査を行い、該当者については同意書を作成し、患者に対し面会による説明を行う。(令和4年度実績：25件)

(6) 精神障がい者入退院に関する情報管理

精神科医療機関より精神障がい者入退院届を受理し、精神保健福祉センターへの法定書類の進達を行い、精神障がい者台帳を整備（自立支援医療の利用状況、精神障がい者保健福祉手帳の交付状況）する。

法定書類の届出受理件数（令和4年度実績）

項目	件数
医療保護入院届	638
医療保護入院退院届	626
応急入院届	11
措置入院者定期病状報告	3
医療保護入院者定期病状報告	345



4 自殺対策強化事業

平成31年3月に策定した「いのち支える山形市自殺対策計画」により、地域における自殺対策を強化するための全庁的な取り組みを行う。

下記は主に地域自殺対策強化交付金を活用した事業（令和4年度実績）。

(1) 健康増進課（主管課）

- ・いのち支える山形市自殺対策協議会の実施（1回実施、書面会議22機関参加）
- ・自殺対策推進庁内連絡会議の実施（2回実施、関係11課参加）
- ・こころ支えるサポーター養成講座
市職員向け研修 対面：新規採用職員2回 101人、主任及び主査昇任者4回 132人、窓口担当職員1回 26人
机上：全職員 961人
一般向け研修（食生活改善推進員、福祉用具貸与・販売事業所職員対象：年2回 55人参加）
- ・パンフレット、啓発グッズ等による普及啓発（自殺予防週間、自殺対策強化月間等で啓発）
- ・メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」サイトの導入（アクセス数 42,348件）
- ・児童生徒のSOSの出し方教育：市内小学5年生を対象にモデル校2校に授業を実施。
- ・SNS相談など、自殺対策に実績のある特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクと「自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業」に関する協定を締結し、同団体が開設するSNSを活用した相談窓口を周知

(2) 男女共同参画センター

- ・DV相談窓口担当者研修会（外部講師による研修、1回実施：相談窓口担当者、関係機関職員28人参加）
- ・若年層を対象としたDV啓発事業（高校生や大学生へリーフレット等を配布、市役所・市関係施設・学習施設・市内スーパーへリーフレットや啓発カードを設置 12,410部）
- ・法律相談（弁護士による相談、12回実施、市民、相談件数36件）
- ・小中学校への「いのち」の大切さを学ぶ出前講座の実施（5回）

(3) 社会教育青少年課

- ・青少年の悩み事相談事業（少年相談員による電話やメール相談（土日祝日年末年始を除く、相談件数120件）
- ・相談窓口周知のカードやチラシを作成（市内小・中学校児童生徒や保護者、市窓口や関係機関へ配布）

母子保健（母子保健課）

1 母子保健事業（令和4年度実績）

(1) 窓口健康相談

- ・母子健康手帳の交付：1,464人、再交付：7人
- ・母子健康相談総数：1,245人（妊婦105人、乳幼児222人、予防接種918人）

(2) 母子保健相談支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、母子保健課に母子保健コーディネーター（保健師・助産師）を配置し、妊娠届出時に母子保健や地域の子育て支援事業、福祉サービス等の情報提供及び相談・助言を行い、支援を必要とする妊婦を把握し、継続的な支援を必要とする妊婦（若年、メンタル既往等のある妊婦）には支援計画を作成し、電話相談や家庭訪問、来所相談、関係機関との連携調整を図り、総合的な相談を実施した。

妊婦相談（妊娠届出、転入妊婦） 実数1,507件

支援を必要とする妊婦 実数822件（妊娠期から支援開始474件、出生後から支援開始348件）

(3) ようこそ赤ちゃん応援メッセージ贈呈事業

社会全体で生まれてくる赤ちゃん子育て家庭を応援する気運の醸成を図るとともに、応援メッセージ及びギフト等を贈呈する機会に妊婦の状況を把握し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図った。

贈呈数1,591件

(4) 妊婦健康診査

- ・県内受診者数（委託医療機関による個別健診方式）

1回目：1,452人、2回目：1,446人、3回目：1,481人、4回目：1,465人、5回目：1,449人、

6回目：1,432人、7回目：1,430人、8回目：1,406人、9回目：1,313人、10回目：1,318人、

11回目：1,277人、12回目：1,074人、13回目：726人、14回目：342人

子宮頸がん：1,447人、性器クラミジア：1,445人、HTLV-1：1,463人

超音波検査特定 1回目：1,448人、2回目：1,479人、3回目：1,463人、4回目：1,360人

- ・県外受診者数（償還払い）

実数90人 延数435件

(5) ママパパ教室

16回実施 受講者延数：532人（再掲：夫の参加256人、その他2人）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予約制とし、体験型を中止して講話と個別相談に内容を変更し実施した。

(6) 母子訪問指導・電話相談

訪問指導数 実数20人（延21人）

電話相談数 実数1,037人（延1,167人）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため訪問指導を控え、電話等による相談に対応した。

(7) こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を民生委員児童委員・主任児童委員、保健師または助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行った。また、その後も支援が必要な家庭には、育児支援家庭訪問により、母親の育児負担の解消を図った。

対象児数 805件

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、民生委員児童委員等による訪問は休止し、保健師等により訪問や電話にて対応した。なお、民生委員児童委員等は、「子育て情報に関するチラシ」を対象家庭に配布し、情報提供を行った。

(8) 育児支援家庭訪問事業

妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、出産後間もない時期の養育者が子育てに対して不安や孤立を抱える家庭等に対し、保健師や育児支援家庭訪問指導員（保健師・助産師）が訪問し、育児支援を実施した。

訪問指導数 実数777件（延913件）

(9) 産後ケア事業

ショートステイ40人（146日）、デイケア9人（16日）、乳房ケア（通所型）127人（212回）、

乳房ケア（訪問型）85人（141回）、ママサポーター26人（191回）

※母子保健法の改正により令和3年4月から法定化され、産後ケア事業の実施は市町村の努力義務と規定された。法定化に伴い、乳房ケア及びママサポーターの対象者を、生後5か月未満から生後1年未満の母児に変更した。

(10) 乳幼児健康診査

- ① 4か月児健康診査（委託医療機関による個別健診方式）

該当児：1,593人 受診児：1,584人 受診率：99.4%

- ② 9か月児健康診査（委託医療機関による個別健診方式）

該当児：1,591人 受診児：1,554人 受診率：97.7%

- ③ 1歳6か月児健康診査（集団方式：60回実施）

該当児：1,709人 受診児：1,684人 受診率：98.5%

- ④ 1歳6か月児精密健康診査受診票発行（委託医療機関個別方式） 延51件

- ⑤ 3歳児健康診査（集団方式：64回実施）

該当児：1,704人 受診児：1,690人 受診率：99.2%



⑥ 3歳児精密健康診査受診票発行（委託医療機関個別方式） 延635件

※1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、受診児を少人数制にし、健康診査の回数を増やすなどの対応により、感染対策を行い実施した。

※令和4年度から、3歳児健康診査において、眼の疾病及び異常の早期発見・早期治療の実施体制を確立し、児の視機能の維持向上につなげられるよう、従来の眼科検査に加え、新たに他覚的屈折検査を導入した。

(11) 幼児発達相談

25回実施 相談者：148人（延153人）

(12) 乳幼児健康教育及び健康相談

健康教育 11回実施 参加者：246人

健康相談 159回実施 参加者：3,562人

(13) 女性の健康支援事業

女性は、妊娠、出産等の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。そのため、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行い、生涯を通じて健康の保持増進ができるよう、保健師による電話相談と、公認心理師（臨床心理士）による来所相談（女性はあと相談）を実施した。

保健師による電話相談件数 10件（実人数：2人）

公認心理師による来所相談（女性はあと相談） 3件

(14) 特定不妊治療費助成

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成した。令和4年4月から特定不妊治療費の保険適用が開始され、移行期の治療計画に支障が生じないよう、令和3年度中に治療を開始し、令和4年度に治療が終了したもの（またぎ分）に対し、1回限り助成を行った。

申請件数 78件

(15) 不育症検査費助成

不育症（妊娠はするものの、流産、死産や新生児死亡などを繰り返してしまう状態）の方の経済的負担の軽減を図るため、先進医療として位置づけられている不育症検査を対象として、助成を行う。

申請件数 0件

(16) 妊婦歯科健康診査（委託医療機関による個別健診方式）

妊娠中に歯科健康診査及び歯科保健指導を受け、妊婦が自らの生活習慣全体を見直し、セルフケア能力向上につながることで、生まれてくる子どもはもとより家族の生涯にわたる口腔の健康の維持・増進につながることから、妊婦の歯科受診による歯科保健向上のため、妊婦の歯科健康診査の費用を全額補助した。

対象者数：1,464人（妊娠届出をした妊婦）

受診者数：685人（受診率：46.8%）

(17) 育児等支援サービス事業

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、里帰り出産ができなくなった妊産婦が、里帰りをしなくても、産前・産後期に安心して子育てができる環境を整えるため、育児等支援サポーターを派遣し、家事及び育児等の援助を行った。

サービス利用実人数 4人

サービス利用延回数 54回

(18) 妊婦への新型コロナウイルス感染症検査事業

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、妊産婦自身だけではなく胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。このような状況下で不安を抱える妊婦が、かかりつけ産婦人科医と相談し、妊婦本人が希望する場合、分娩前（分娩予定日の概ね2週間前）に新型コロナウイルス感染症検査を実施した。また、県外から山形市に里帰りする妊婦の不安解消と里帰り先の家族が安心して妊婦を迎えられるよう、山形市独自で里帰り時の検査を実施した。

検査実施件数 570件

（内訳）分娩前の検査 453件

里帰り時の検査 117件

(19) 山形県出産支援給付金支給事業

出産費用の負担を軽減し、子育て家庭への家計の支援を行うため、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生し、山形市に出生後最初の住民登録をした新生児（妊娠満12週以後の死児の出産も含む）の世帯に対し、山形県事業に基づき、出産支援給付金を支給した。

給付額 新生児1人につき58,000円

給付実績数 1,611人

(20) 出産・子育て応援事業

令和4年10月に国の「物価高克服・経済再生実現のための総合対策支援」が決定されたことに伴い、山形市では、令和5年1月18日から事業を開始し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行うとともに、妊娠届出時と出生届出時に「出産・子育て応援給付金」の交付を行う経済的支援を一体的に実施した。

対象者 令和4年4月1日以降、妊娠届出及び出生届出を行った妊産婦等

給付実績数 3,538人

2 小児医療(令和4年度実績)

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成

国が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、指定医療機関で受けた小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担の一部を助成した。

受給者数 220人(令和5年3月31日現在)

給付実績 3,321件

(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童及びその家族等を対象に講演会や相談を実施した。

相談件数 2件

(3) 結核児童に対する療育に係る給付

長期の療養を必要とする結核児童に適切な医療を行うとともに、学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行い、必要に応じて日用品を支給する。

給付実績 0件

(4) 未熟児養育医療

入院養育を必要とする未熟児(出生体重2,000g以下等)に対し、指定養育医療機関においてその養育に必要な医療の給付を行った。

給付実績 87件

3 乳幼児等の予防接種事業(令和4年度実績)

(1) 定期予防接種

予防接種法に基づき、感染症に対する免疫をつけ、罹患及び重症化を予防するとともに、まん延を抑え、社会全体の疾病の発生を防止するため、乳幼児等に対し、県内医療機関で予防接種を実施した。また、保護者が里帰りをしている等の理由で、県外医療機関で受けた予防接種に対し、その費用の助成を行った。

予防接種の種類		接種延人数
B型肝炎		4,693人
ロタウイルス感染症		3,581人
ヒブ		6,254人
小児用肺炎球菌		6,242人
四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ)		6,267人
二種混合		1,568人
BCG		1,586人
麻しん・風しん混合	1期	1,529人
	2期	1,765人
水痘		2,972人
日本脳炎	1期	5,944人
	2期	2,920人
子宮頸がん予防 ^{*1}		4,270人

※1【子宮頸がん予防】

子宮頸がん予防ワクチンの接種については、平成25年4月から定期予防接種として実施された後、接種後の痛みや運動障害等多様な症状が相次いだことから、平成25年6月から積極的な勧奨を差し控えられていたが、令和3年11月26日の厚生労働省通知により、接種勧奨を再開することとなった。

さらに、公平な接種機会の確保のため、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方を対象に、時限的に令和4年4月から3年間、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行う「キャッチアップ接種」を実施した。

・キャッチアップ接種対象者

令和4年度に17歳から25歳となる女性(9学年):平成9年4月2日~平成18年4月1日生まれの方

(2) 任意予防接種

感染症に対する免疫をつけ、罹患及び重症化を予防するとともに、流行を抑えるため、予防接種法上、定期予防接種に該当しない予防接種(任意接種)を実施した。

① 風しん抗体検査・予防接種

妊婦への風しんウイルスの感染によって発症する先天性風しん症候群を予防するため、風しん抗体検査の全額助成及び予防接種(麻しん風しん混合、風しん単抗原)費用の一部助成を行った。

種 類	対 象 者	接 種 延 人 数
風しん抗体検査	1 妊娠を希望する昭和47年4月2日～平成7年4月1日生まれの女性 2 1の女性の夫及び同居家族（ただし、1の女性の風しん抗体価が十分であることが判明している場合は対象外） 3 風しん抗体価が不十分な妊婦の夫及び同居家族	120人
風しん予防接種	1 上記風しん抗体検査において、風しん抗体価が不十分であった者 2 市の事業に限らず、風しん抗体検査において抗体価が不十分であることが判明しており、かつ上記風しん抗体検査の対象者に該当する者	166人

② 子宮頸がん予防ワクチン接種

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の差控えにより、接種を受ける機会を逃した方に対して、任意接種費用の助成を実施した。

対象者 従来 of 定期接種の接種期限（高校1年相当）を過ぎた後に、子宮頸がん予防ワクチンを自費で受けた方
 接種延人数 53人

生 活 衛 生（生活衛生課）

1 食品衛生（令和4年度実績）

(1) 食品衛生法に基づく飲食店等の立入検査及び許可

食品営業許可申請に基づき、施設に立入検査を行い、基準に適合している場合許可証を交付した。

※令和3年度より、食品衛生法が改正されたため、既存の施設の更新についても新規の取扱いとなっている。

新規件数
992件

(2) 食の安全の確保に必要な指導

① 食品営業施設の監視指導等

食品提供施設への立入検査を行い、食品衛生の確保に関し、必要な指導を行った。

事業所等数	監視指導件数
5,257事業所	1,059件

一斉監視指導等の実施時期

夏期一斉取締	7月	集団給食施設、旅館等への立入検査
食肉衛生月間	9月	食肉処理業、食肉販売業等への立入検査
きのこ一斉取締	10月	産地直売所等きのこ販売施設への立入指導
年末一斉取締	12月	広域流通食品製造施設等への立入検査

② 食品衛生講習会の実施

回数	受講者数
35回	938人

(3) 市内に流通する食品の安全性の確認

市内に流通する食品について、法令に定める規格の基準等に合致しているか、農産物の残留農薬、畜水産食品の残留有害物質及び食品の放射性物質の検査を42検体実施した。

(4) 食中毒事件発生時等の対応

食中毒事件の通報を受け、迅速かつ的確な調査を実施し、施設の営業者に対し指導や処分を行った。事件数は計5件でそのうちの1件については、ノロウイルスによる食中毒事件の原因施設を特定し、当該営業者に対し、営業停止3日間の行政処分を行った。

2 営業衛生（令和4年度実績）

旅館業等の営業施設について、法令に定められた基準に基づき、許可や確認を行うとともに、監視指導を行った。なお、公衆浴場等においてレジオネラ症患者は発生しなかった。

種別	新規許可 ・確認件数	監視指導件数
旅館業	2件	25件
公衆浴場	3件	21件
温泉利用	1件	37件
興行場	1件	3件
理容所	5件	39件
美容所	21件	73件
クリーニング所	1件	15件

3 水道未給水区域給水施設支援事業・専用水道等の衛生対策（令和4年度実績）

(1) 水道未給水区域給水施設支援事業

山形市水道未給水区域における水道組合4組合への施設整備支援と10組合に対する水質検査費用の支援を行った。

(2) 専用水道等の衛生対策

水道法に規定する専用水道（寄宿舎・社宅・療養所等における自家用水道）21カ所及び小規模水道条例の飲料水供給施設5カ所において安全・安心な飲料水を供給するための衛生管理指導を実施した。



動物愛護（動物愛護センター）

1 動物愛護センターの運営管理

狂犬病予防法で設置が義務付けられている犬の収容及び動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく動物（犬・猫）の引き取りや負傷動物（犬・猫・いばと・いえうさぎ）の保護機能をあわせ持つ施設として運営管理を行った。

(1) 動物愛護センター施設概要

敷地面積：3,027.16㎡

延床面積：809.69㎡

構造：鉄骨造平屋建て

主な機能：観察室、診察室、処置室、保護室、譲渡対象動物室、ふれあい室、多目的ルーム、ボランティアルーム等

2 動物愛護（令和4年度実績）

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく主な業務を行った。

- ① 動物愛護推進協議会の設置及び推進員の委嘱
- ② 動物の愛護及び適正な飼養及び狂犬病の予防に関する普及啓発
- ③ 収容した犬、猫等の管理、返還及び譲渡等
- ④ 動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関すること
犬・猫収容等状況（単位：頭）

	犬	猫
収容頭数	14	186
返還頭数	13	1
譲渡頭数	1	142
譲渡不適による致死処分頭数*	0	3
収容中死亡頭数	1	22
致死処分頭数	0	0
収容中（R5.3.31現在）	1	30

※治癒の見込みがない病気やケガ等のため、譲渡不適判定を行ったもの。

3 狂犬病予防（令和4年度実績）

狂犬病予防法に基づき犬の登録及び狂犬病予防注射接種の促進を行った。

※なお、狂犬病の予防注射については、年1回の注射が義務付けられており、毎年4月に集合注射を実施していたが、令和4年度の集合注射は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(1) 犬の登録状況

新規登録数（頭）	登録総数（頭）
674	9,319

(2) 狂犬病予防注射実施状況

登録総数（頭）	注射頭数（頭）	注射率（％）
9,319	8,146	87.4

4 猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業（令和4年度実績）

適正に飼養されていない飼い猫や飼い主のいない猫の繁殖を抑制することで、周囲に対する危害・迷惑を未然に防ぐとともに、市民の動物の愛護に係る精神の高揚を図るため、県内の動物病院で行う猫の不妊又は去勢手術費の一部補助を行った。

(1) 補助対象

- ① 対象となる猫
 - ・多頭飼育崩壊や日常的な屋外飼養により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫
 - ・市内に生息する飼い主のいない猫
- ② 補助対象者
市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは住所を有する団体

(2) 補助金の額

不妊手術（メス）：1件につき上限10,000円、去勢手術（オス）：1件につき上限5,000円

(3) 補助金交付実績

	交付件数（件）	補助金額（円）
不妊手術	262	2,620,000
去勢手術	186	930,000
合計	448	3,550,000

食 肉 衛 生 検 査（食肉衛生検査所）

1 山形市食肉衛生検査所

沿 革	昭和57年2月と畜場の統廃合による山形県総合食肉流通センターの新設に伴い、山形県内陸食肉衛生検査所を山形市元木より移設。 平成31年4月1日の中核市移行に伴い、山形県内陸食肉衛生検査所の土地・建物及び備品等を購入し、山形市食肉衛生検査所を設置。
所 在 地	山形市大字中野字的場827番地
敷地面積	2,504.71㎡
庁舎面積	本館 鉄筋コンクリート2階建 777.09㎡ （1階部分485.60㎡、2階部分291.49㎡） BSE検査室 軽量鉄骨造 平屋建 50.97㎡ 車庫 鉄筋コンクリート 平屋建 66.00㎡
竣 工	昭和57年2月20日（本館・車庫） 平成14年3月29日（BSE検査室）
購入金額	土地 25,920,000円 建物 38,014,920円 備品等 2,555,375円



2 食肉衛生検査

(1) と畜検査及びと畜場の監視指導

と畜場法に基づき、所管すると畜場に搬入される家畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)全頭に対し、と畜検査を行う。また、と畜場管理者等が行う、と畜場の衛生管理計画と衛生措置について、その基準が遵守されるよう監視・指導を行う。

と畜検査頭数

(所管すると畜場：山形県総合食肉流通センター)

	牛	馬	豚	めん羊	山羊	合計
令和4年度実績	13,213	36	121,282	123	4	134,658

監視指導件数

	件数
令和4年度実績	181

(2) と畜場に付設する食肉処理施設の監視指導

食肉の衛生確保のため、と畜場に付設する食肉処理施設への立入検査を行い、監視・指導を行う。

監視指導件数

	件数
令和4年度実績	278

(3) 輸出食肉に係ると畜場等の監視指導

輸出先国の求める衛生基準等が遵守されるよう、と畜場等の監視・指導を行う。また、輸出の際に必要な食肉衛生証明書の発行を行う。

食肉衛生証明書発行件数

	件数
令和4年度実績	111

(4) と畜検査情報の発信

家畜の生産性向上と食肉の安全確保のため、生産者及び関係機関等に対し、と畜検査データを還元する。

(5) 流通食肉の安全性の確認

流通食肉の有害物質（動物用医薬品）の残留状況をモニタリングするため、食品衛生法に基づく取去検査を計画的に実施する。